第六十四条中「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改め、同条第一号中「第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項」を「第二十四条第八項、第三十三条の十六第八項又は第三十三条の二十七第八項」に、「第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項」を「第二十四条第八項、第三十三条の十六第八項若しくは第三十三条の二十七第八項」に改め、同条第二号中「第二十四条第八項」を「第二十四条第九項、第三十三条の十六第九項」に、「第三十三条の九第八項」を「第三十三条の二十七第九項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務、事業登録関係事務」に改め、同条第三号中「第三十三条の十五」を「第三十三条の二十二及び第三十三条の三十三」に改める。

第六十五条第一項第二号中「第十七条」の下に「及び第二十条第七項」を加え、「及び第三号」を「又は第三号」に改め、同項第三号中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改める。

第六十六条中「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改め、同条第一号中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項、第三十三条の十六第六項」に、「第三十三条の九第五項」を「第三十三条の二十七第六項」に改め、同条第二号中「第二十四条第六項各号」を「第二十四条第七項各号、第三十三条の十六第七項各号」に、「第三十三条の九第六項各号」を「第三十三条の二十七第七項各号」に改める。

第六章を第七章とする。

第五十条第一項中「第十一条第一項、第十四条」を「第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項」に改める。

第五十二条第一項中「環境大臣が」の下に「第十一条第二項、第十四条第二項若しくは」を加える。

第五十四条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「第七号」を「第九号」に改める。

第五章を第六章とする。

第四十八条の次に次の二条及び一章を加える。

（土地への立入り等）

第四十八条の二　環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

2　環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

5　環境大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

（損失の補償）

第四十八条の三　国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2　第四十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第五章　認定希少種保全動植物園等

（希少種保全動植物園等の認定）

第四十八条の四　動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができる。

一　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の目的が、第十三条第一項に規定する目的に適合すること。

二　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

三　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四　前号の計画が確実に実施されると見込まれること。

五　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

2　前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地

三　前号の動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名

四　前号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的

五　第三号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設に関する事項

六　前項第三号の計画（第四十八条の十において「計画」という。）

七　前各号に掲げるもののほか、第三号に掲げる希少野生動植物種の展示の方針その他環境省令で定める事項

3　環境大臣は、第一項の認定の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　第四十八条の九の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三　その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

5　環境大臣は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公示しなければならない。次条第一項の規定により変更の認定をしたとき、同条第三項の規定による変更の届出があったとき、同条第四項の規定による廃止の届出があったとき、第四十八条の六第一項の規定により認定の更新をしたとき、又は第四十八条の九の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

（変更の認定等）

第四十八条の五　前条第一項の認定を受けた動植物園等（以下「認定希少種保全動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「認定希少種保全動植物園等設置者等」という。）は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3　認定希少種保全動植物園等設置者等は、前条第二項第一号から第六号までに掲げる事項（同項第三号から第六号までに掲げる事項にあっては、第一項ただし書に規定する軽微な変更に係るものであって、環境省令で定めるものに限る。）を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4　認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。